

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

帯 広 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 帯広市農業の概要

本市は、北海道東部に広がる十勝平野のほぼ中央に位置し、恵まれた土地条件を生かして、輪作体系の確立に基づく、小麦、豆類、てん菜、馬鈴しょを主体とした畑作農業や酪農・畜産等による大規模で機械化された土地利用型農業を展開している。

また、畑作4品目に加え、野菜類等の高収益作物の導入や、生産性の向上、コスト低減を図るための取組が進められている。

さらに、近年は、農畜産物の安全・安心への関心の高まりに対応し、地産地消、食育の推進、クリーン農業の実践による環境に配慮した農業の取組等が積極的に行われている。

2 帯広市農業の現状と課題

国際化の急速な進展とそれに伴う輸入農畜産物の増加、また国内における産地間競争の激化といった農畜産物の価格への直接的な影響に加え、肥料や燃油の高騰といった要因を含め、本市農業は厳しい状況下に置かれている。こうした状況は今後も続いていくものと考えられることから、効率的かつ安定的な営農を展開する経営体の育成・確保が課題となっている。

本市は、現在、20,000haを超える耕地面積を有し、農家1戸当たりの平均耕地面積は約30haとなっており、全道平均と比べても高水準にあるものの、近年では、農業従事者の高齢化等による農家戸数の減少傾向が見られる。特に都市近郊地域においては、農家戸数の減少に加え、市街化の進展等に伴い、将来的には農地が減少し、点在化していくことも考えられることから、経営を縮小する農業者等から地域における今後育成すべき担い手への効率的な農地集積が必要不可欠となっている。また、経営規模拡大等により土地利用型農業を展開してきた地域においても、これからの経営規模拡大を目指す農業者に必要とされる農地が飽和状態となっており、農地の効果的な流動化対策が大きな課題となっている。

今後は、農業者や地域の自主的な創意と工夫を生かしながら、都市近郊地域、中央平野地域、山麓周辺地域など、各地域の特性やそれぞれの経営体の実態に応じた多様な農業を展開していくことにより、本市農業の持続的かつ安定的な発展を図っていく必要がある。

3 農業経営基盤強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

農業を取り巻く情勢が依然として厳しい中、本市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね10年後の将来を見据えた農業経営の目標を掲げ、経営規模の拡大や6次産業化をはじめとした農業経営の多角化等の取組を推進し、効率的かつ安定的な営農を展開する担い手を育成・確保していくものである。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、本市又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね400万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※主たる従事者：農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね6割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を發揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本市の令和12年度における農業法人数の目標数を95経営体（令和3年3月現在：72経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 新規就農者の育成・確保

本市農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

エ 労働力不足への対応

生産年齢人口の減少、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化等による慢性的な労働力不足に対応するため、ICTの活用等による雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。農業従事者のうち被雇用者の雇用形態の転換、雇用の安定化に向けた取組を推進する。また、外国人材の活用や、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」の取組を支援する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的課題等の解決が期待されるスマート農業等の省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等の導入を積極的に推進する。

オ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画[※]」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

経営規模の拡大だけでなく、高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪

農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市における令和2年度の新規就農者は18人であり、これまでの新規就農の実績から見ても農業の担い手は一定程度確保されている状況となっているが、将来的に農業従事者の高齢化や後継者不足が課題となる可能性があり、今後も地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

本市においては5年間でおおむね50人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本市又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね400万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね250万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体] (農業経営の指標の例)

畑作専業

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 (I)	<p>〈作付面積等〉 小麦=9.0ha 豆類=6.0ha てんさい=6.0ha ばれいしょ=5.0ha スイトコン(加) =2.0ha 緑肥=2.0ha</p> <hr/> 経営面積計 30.0ha	<p>〈機械施設装備〉 乗用トラクター(80PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 3戸共同 総合播種機 1台 スプレー 3戸共同 ビート移植機 // ビートハーベスター // ポテトプランター 1台 ポテトハーベスター 2戸共同 茎葉処理機 8戸共同 スローチョッパー // ビーンスレッシャー // ビーンハーベスター // 2tトラック 1台 土詰機 5戸共同 農機具庫 1棟 農舎(D型) 1棟 他</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減</p> <p>〈その他〉 ・畑作4品とスイトコンを取り入れた輪作体系の確立 ・共同利用組合による小麦の収穫と乾燥、調製 ・休閑緑肥を取り入れ地力の維持を図る</p>	<p>・パソコンによる経営管理、労務財務、ほ場管理 ・部門別、作物別原価の把握分析 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・青色申告の実施 ・栽培履歴管理</p>	<p>・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入</p> <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人</p>

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 (Ⅱ)	<p>〈作付面積等〉 小麦=14.0ha 豆類=7.0ha てんさい=9.0ha ばれいしょ=8.0ha 緑肥=2.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 40.0ha</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 2戸共同 乗用トラクター(70PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 プランター 1台 スプレーヤー 1台 ビート移植機 2戸共同 ビートハーベスター //</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営管理、労務財務、ほ場管理 ・部門別、作物別原価の把握分析 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・青色申告の実施 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人</p>

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 (Ⅲ)	<p>〈作付面積等〉 小麦=15.0ha 豆類= 6.0ha てんさい=10.0ha ばれいしょ=10.0ha スイートコーン = 5.0ha 緑肥= 4.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 50.0ha</p>	<p>〈機械施設装備〉 乗用トラクター(80PS) 1台 乗用トラクター(70PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 プランター 1台 スプレーヤー 1台 ビート移植機 2戸共同 ビートハーベスター //</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営管理、労務財務、ほ場管理 ・部門別、作物別原価の把握分析 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・青色申告の実施 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人</p>

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 (IV)	<p>〈作付面積等〉 小麦=45.0ha 豆類=15.0ha てんさい=15.0ha ばれいしょ=20.0ha 緑肥=5.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 100.0ha</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 2台 乗用トラクター(70PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 グレンドリル 1台 プランター 1台 スプレーヤー 1台 ビート移植機 2戸共同 ビートハーベスター 1台 ポテトプランター 1台 ポテトハーベスター 1台 茎葉処理機 5戸共同 ビーンスレッシャー 1台 ビーンハーベスター 1台 ストロークショッパー 1台 土詰機・土ふるい機 1台 4tトラック 2台 フォークリフト 1台 農機具庫 2棟 農舎(D型) 2棟 小麦乾燥施設 1棟 他</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減</p> <p>〈その他〉 ・畑作4品の輪作体系の確立 ・コスト低減のための機械利用 ・小麦の個人乾燥、調製 ・休閑緑肥を取り入れ地力の維持を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営管理、労務財務、ほ場管理 ・部門別、作物別原価の把握分析 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・青色申告の実施 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 2人</p>

畑作野菜複合

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (I)	<p>〈作付面積等〉 小麦= 0.2ha ばれいしょ=0.3ha スイートコーン =0.1ha ながいも=0.4ha アスパラガス=0.3ha ながねぎ=0.5ha だいこん=0.1ha にんじん=0.1ha</p> <hr/> <p>経営面積計 2.0ha</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(50PS) 3台/6戸 ボトムプラウ 2台/6戸 ロータリーハロー // ポテトプランター 6戸共同 ポテトハーベスター // 茎葉処理機 8戸共同 トレンチャー // ながいもプランター // ながいも掘取りプラウ // ながねぎ掘取り機 8戸共同 ねぎ皮むき機 //</p> <p>農舎 1棟 農機具庫 1棟 他</p> <p>〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・茎葉すき込み等地力維持増進 ・畑野菜の複合作付体系の確立 ・早出し作型導入による労働時間の適正配分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑野菜 複合 (Ⅱ)	<p>〈作付面積等〉 小麦=0.5ha ばれいしょ=1.0ha ながいも=1.0ha ながねぎ=1.5ha かぼちゃ=0.5ha 緑肥=0.5ha</p> <hr/> <p>経営面積計 5.0ha</p>	<p>〈機械施設装備〉 乗用トラクター(80PS) 2戸共同 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合播種機 1台 スプレーヤー 2戸共同 ポテトプランター 6戸共同 ポテトハーベスター //</p> <p>茎葉処理機 8戸共同 トレンチャー 2戸共同 ながいもプランター //</p> <p>ながいも掘取りプラウ //</p> <p>ながねぎ掘取り機 8戸共同 ねぎ皮むき機 //</p> <p>2tトラック 1台 土詰機 2戸共同 農舎1棟 農機具庫 1棟 他</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減</p> <p>〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・茎葉すき込み等地方力維持増進 ・畑野菜の複合作付体系の確立 ・早出し作型導入による労働時間の適正配分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (Ⅲ)	〈作付面積等〉 小麦=3.0ha 豆類=1.0ha ばれいしょ=0.5ha スイートコーン =0.5ha ながいも=2.5ha アスパラガス=1.5ha かぼちゃ=0.5ha 緑肥=0.5ha <hr/> 経営面積計 10.0ha	〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 2戸共同 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合播種機 1台 スプレーヤー 2戸共同 ポテトプランター 6戸共同 ポテトハーベスター // 茎葉処理機 8戸共同 ストロチョッパー 3戸共同 ビーンスレッシャー 6戸共同 ビーンハーベスター // トレンチャー 2戸共同 ながいもプランター // ながいも掘取りプラウ // 2tトラック 1台 土詰機 2戸共同 農舎 1棟 農機具庫 1棟 他 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・茎葉すき込み等地力維持増進 ・畑野菜の複合作付体系の確立 ・早出し作型導入による労働時間の適正配分	・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理	・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (IV)	<p>〈作付面積等〉</p> 小麦=4.0ha 豆類=3.0ha ばれいしょ=2.5ha てんさい=3.5ha スイートコーン =3.0ha ながいも=2.0ha アスパラガス=1.0ha 緑肥=1.0ha	<p>〈機械施設設備〉</p> 乗用トラクター(80PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合播種機 1台 スプレーヤー 2戸共同 ビート移植機 〃 ビートハーベスター 〃 ポテトプランター 1台 ポテトハーベスター 2戸共同 茎葉処理機 8戸共同 ストロークショッパー 3戸共同 ビーンスレッシャー 2戸共同 ビーンハーベスター 〃 トレンチャー 2戸共同 ながいもプランター 〃 ながいも掘取りプラウ 〃 2tトラック 1台 土詰機 2戸共同 農舎 1棟 農機具庫 1棟 他	<ul style="list-style-type: none"> ・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人
	<p>経営面積計 20.0ha</p>	<p>〈スマート農業技術〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同化による経費節減 ・小麦の収穫作業委託 ・茎葉すき込み等地方維持増進 ・畑野菜の複合作付体系の確立 ・早出し作型も取り入れた労働力の適正配分 		

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (V)	〈作付面積等〉 小麦=7.5ha 豆類=4.0ha ばいしょ=8.0ha てんさい=6.0ha スイトコーン =1.5ha ながいも=2.0ha 緑肥=1.0ha 経営面積計 30.0ha	〈機械施設装備〉 乗用トラクター(80PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合播種機 1台 スプレーヤー 2戸共同 ビート移植機 // ビートハーベスター // ポテトプランター 1台 ポテトハーベスター 2戸共同 茎葉処理機 5戸共同 ストロチョッパー 3戸共同 ビーンスレッシャー 2戸共同 ビーンハーベスター // トンチャー 2戸共同 ながいもプランター // ながいも掘取りプラウ // 2tトラック 1台 土詰機 2戸共同 農舎 1棟 農機具庫 1棟 他 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・スイトコーン、小麦の収穫作業委託 ・茎葉すき込み等地方力維持増進 ・畑野菜の複合作付体系の確立 ・共同育苗による良質苗確保	・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理	・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 3人

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (VI)	〈作付面積等〉 小麦=25.0ha ばいしょ=14.0ha スイトコーン = 5.0ha ながいも=10.0ha だいこん= 3.0ha 緑肥= 3.0ha <hr/> 経営面積計 60.0ha	〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 1台 乗用トラクター(70PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 1台 プランター 1台 スプレーヤー 1台 ポテトプランター 1台 ポテトハーベスター 1台 茎葉処理機 5戸共同 ストロチョッパー 3戸共同 トレンチャー 2戸共同 ながいもプランター 1台 ながいも掘取りプラウ 1台 だいこん掘取り機 1台 培土機・土ふるい機 1台 4tトラック 1台 フォークリフト 1台 農舎 1棟 農舎(貯蔵用) 1棟 農機具庫 1棟 農機具庫(加工用) 1棟 他 〈スマート農業技術〉 ・自動操縦システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 〈その他〉 ・機械の共同化による経費削減 ・スイートコーン、小麦の収穫作業委託 ・茎葉すき込み等地方力維持増進 ・畑野菜の複合作付体系の確立 ・共同育苗による良質苗確保	・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の削減 ・栽培履歴管理	・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 野菜 複合 (VII)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>小麦=20.0ha 豆類=15.0ha ばいしょ=20.0ha スイートコーン = 5.0ha ごぼう=10.0ha だいこん= 4.0ha かぼちゃ= 3.0ha 緑肥= 3.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 80.0ha</p>	<p>〈機械施設設備〉</p> <p>乗用トラクター(80PS) 1台 乗用トラクター(70PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 グレンドリル 1台 プランター 1台 スプレーヤー 1台 ポテトプランター 1台 ポテトハーベスター 1台 茎葉処理機 5戸共同 ビーンスレッシャー 1台 ビーンハーベスター 1台 ストロークショッパー 3戸共同 トレンチャー 2戸共同 ごぼう掘取りプラウ 2戸共同 だいこん掘取り機 1台 培土機・土ふるい機 1台 4tトラック 1台 2tトラック 1台 フォークリフト 1台 農舎 1棟 農舎(貯蔵用) 1棟 農機具庫 1棟 農機具庫(加工用) 1棟 小麦乾燥施設 1棟 他</p> <p>〈スマート農業技術〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同化による経費節減 ・スイートコーン、小麦の収穫作業委託 ・茎葉すき込み等地力維持増進 ・畑野菜の複合作付体系の確立 ・共同育苗による良質苗確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術、作業体系省力化事例の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 2人

酪農畑作複合

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 畑作 複合 (I)	<p>〈作付面積等〉 小麦 = 5.0ha ばれいしょ = 2.5ha てんさい = 2.5ha 牧草 = 13.0ha サレージ用 トウモロコシ = 5.0ha 緑肥 = 2.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 30.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛 = 40頭 ・育成牛 = 18頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 58頭</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 4戸共同 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ロールバレー 3戸共同 ラッピングマシン // コンハーベスター // ポテトハーベスター 5戸共同 茎葉処理機 8戸共同 スプレヤー 3戸共同 牛舎 1棟 バンカーサイロ 1基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・スチオン、パイプライン牛舎 ・育成牛に公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用 ・主要畑作物の4～5年輪作 ・地力の維持増進 (糞尿の畑への有効利用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・酪農部門と畑作生産部門の損益と原価の把握、分析 ・栽培・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 畑作 複合 (Ⅱ)	<p>〈作付面積等〉 小麦= 3.0ha 豆類= 4.0ha ばれいしょ= 3.0ha てんさい= 4.0ha 牧草= 16.0ha サイレージ用 トウモロコシ = 5.0ha 緑肥= 2.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 37.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛=50頭 ・育成牛=25頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 75頭</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 2戸共同 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ロールバレー 3戸共同 ラッピングマシン 3戸共同 コンハーベスター // ポテトハーベスター // スプレーヤー // 茎葉処理機 8戸共同 牛舎 1棟 育成舎 1棟 バンカーサイロ 2基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・スタンション、パイプライン牛舎 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用 ・牧草収穫の作業委託 ・主要畑作物の4～5年輪作 ・地力の維持増進 (糞尿の畑への有効利用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・酪農部門と畑作生産部門の損益と原価の把握、分析 ・栽培・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>
酪農 畑作 複合 (Ⅲ)	<p>〈作付面積等〉 小麦=13.0ha ばれいしょ= 6.0ha てんさい= 7.0ha 牧草=16.0ha サイレージ用 トウモロコシ = 6.0ha 緑肥= 2.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 50.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛=60頭 ・育成牛=30頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 90頭</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 4戸共同 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ロールバレー 3戸共同 ラッピングマシン // コンハーベスター // ポテトハーベスター 5戸共同 茎葉処理機 // スプレーヤー 3戸共同 牛舎 1棟 バンカーサイロ 1基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・スタンション、パイプライン牛舎 ・育成牛に公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用 ・主要畑作物の4～5年輪作 ・地力の維持増進 (糞尿の畑への有効利用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・酪農部門と畑作生産部門の損益と原価の把握、分析 ・栽培・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人</p>

畑作肉牛複合

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作肉 牛複合 (I)	<p>〈作付面積等〉</p> 小麦=9.5ha ばれいしょ=4.5ha てんさい=4.5ha 大豆=2.5ha 小豆=2.0ha 牧草=7.0ha ----- 経営面積計 30ha <p>〈飼養頭数〉</p> ・繁殖牛 =15頭 ・後継牛 =5頭 ・素牛 =8頭 ----- 常時飼養頭数 28頭	<p>〈機械施設装備〉</p> 乗用トラクター(80PS) 4戸共同 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ポテプランター 1台 ポテハーベスター 2戸共同 ビート移植機 // ビートハーベスター // 茎葉処理機 8戸共同 ビーンスレッシャー // ビーンハーベスター // スプレヤー 3戸共同 モアコンディショナー 4戸共同 テクター // ヘレキ // プロトキスター // ロールバレー 4戸共同 ラッピングマシン // マユアスプレッター // 尿散布機 // 除雪機 1台 カーフオーマー 1台 分娩牛舎 1棟 自然哺乳牛舎 1棟 育成舎 1棟 機械格納庫 1棟 堆肥舎 1棟 <p>〈スマート農業技術〉</p> ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 <p>〈その他〉</p> ・牛房群飼 ・大型機械の共同利用 ・主要作物の4～5年輪作 ・地力の維持増進 (糞尿の畑への有効利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・肉牛部門と畑作部門の損益と原価の把握、分析 ・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業活用による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作肉 牛複合 (Ⅱ)	<p>〈作付面積等〉</p> <p>小 麦=11.0ha ばれいしょ=5.3ha てんさい=5.2ha 大 豆=3.0ha 小 豆=2.5ha 牧 草=13.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 40. ha</p> <p>〈飼養頭数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁殖牛 =30 頭 ・後継牛 =10 頭 ・素牛 =15 頭 <hr/> <p>常時飼養頭数 55 頭</p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>乗用トラクター(80PS) 2 戸共同 乗用トラクター(60PS) 1 台 ダンプトラック(4t) 1 台 ポテトプランター 2 戸共同 ポテトハーベスター //</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・肉牛部門と畑作部門の損益と原価の把握、分析 ・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業、活用による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 2 人

酪農専業

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (I)	<p>〈作付面積等〉 牧草=22.0ha サレージ用 トウモロコシ = 8.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 30.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛=65頭 ・育成牛=30頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 95頭</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 2戸共同 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ロールバスター 3戸共同 ラッピングマシン // コンハーベスター //</p> <p>牛舎 1棟 育成舎 1棟 バンカーサイロ 1基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・スタクション、パイプライン牛舎 ・近隣畑作農家からの麦稈購入と堆肥の全面散布 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業、ヘルパー活用による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー</p>
酪農専業 (II)	<p>〈作付面積等〉 牧草=26.0ha サレージ用 トウモロコシ = 9.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 35.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛=80頭 ・育成牛=35頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 115頭</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 2戸共同 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ロールバスター 3戸共同 ラッピングマシン // コンハーベスター //</p> <p>牛舎 1棟 育成舎 1棟 バンカーサイロ 1基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・スタクション、パイプライン牛舎 ・近隣畑作農家からの麦稈購入と堆肥の全面散布 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用 ・牧草調製の作業委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業、ヘルパー活用による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー</p>

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (Ⅲ)	<p>〈作付面積等〉 牧草=30.0ha サイレージ用 トウモロコシ =10.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 40.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛=100頭 ・育成牛=45頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 145頭</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 1戸 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ロールバレー 2戸共同 コンハーベスター //</p> <p>牛舎 1棟 育成舎 1棟 バンカーサイ 3基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・スタンション、パイプライン牛舎 ・近隣畑作農家からの麦稈購入と堆肥の全面散布 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用 ・牧草調製の作業委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働の作業分担 ・機械の共同利用、共同作業、ヘルパー活用による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー</p>
酪農 専業 (Ⅳ)	<p>〈作付面積等〉 牧草=37.0ha サイレージ用 トウモロコシ =13.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 50.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛 120頭 ・育成牛 55頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 175頭</p>	<p>〈機械施設設備〉 乗用トラクター(80PS) 1台 乗用トラクター(60PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 ロールバレー 2戸共同 コンハーベスター //</p> <p>改造牛舎 1棟 育成舎 1棟 搾乳舎 1棟 ミルクパーラー(6頭ダブル) 1基 ミキサーワゴン 1台 バンカーサイ 3基 堆肥舎 1棟 スリーストア 1基 スリホンプ 1式</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・フリーストール方式 ・ミルクパーラー方式の導入 ・近隣畑作農家からの麦稈購入と堆肥の全面散布 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・大型機械の共同利用 ・牧草調製の作業委託 ・スリーストアを活用した液肥生産とその草地へ利用還元</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール方式、ミルクパーラー方式によるゆとりある家族経営の実現 ・家族労働の作業分担制 ・機械の共同利用、共同作業、ヘルパー活用による省力化 ・農作業受託組織利用による省力化 ・作業記録簿の整備 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー</p>

野菜専業

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 専業 (I)	<p>〈作付面積等〉 施設野菜=1.0ha ほうれんそう=0.1ha こまつな=0.1ha かぼちゃ=0.1ha スイートコーン=0.2ha だいこん=0.2ha にんじん=0.1ha ごぼう=0.1ha 緑肥=0.1ha</p> <hr/> <p>経営面積計 2.0ha</p>	<p>〈機械施設装備〉 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合は種機 1台 スプレー 2戸共同 トンチャ 2戸共同 だいこん掘取り機 2戸共同 土詰機 2戸共同 2tトラック 1台 農舎 1棟 農機具庫 1棟 ビニールハウス 3棟 他</p> <p>〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・休閑緑肥等地方維持増進 ・特別栽培等による農産物の高付加価値化 ・契約栽培等による作付体系の確立 ・共同育苗による良質苗確保 ・直売所設置等による地域に根ざした農業の実践と安定的な収益の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営の把握 ・情報機器による気象情報の収集に伴う計画的生産 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 ・効果的な雇用労働の確保 <p>〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人</p>

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 専業 (Ⅱ)	〈作付面積等〉 スイトコーン =0.5ha ながいも =1.0ha ながねぎ =1.5ha アスパラガス =0.5ha かぼちゃ =0.5ha 施設野菜 =0.5ha 緑肥 =0.5ha 経営面積計 5.0ha	〈機械施設装備〉 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合播種機 1台 スプレーヤー 2戸共同 ながいも掘取り機 8戸共同 ねぎ皮むき機 〃 トンチャ 2戸共同 ながいもプランター 〃 ながいも掘取りプラウ 〃 2tトラック 1台 土詰機 2戸共同 農舎 1棟 農機具庫 1棟 ビニールハウス 4棟 他 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・スイトコーン、ながねぎ収穫作業委託 ・休閒緑肥等地力維持増進 ・契約栽培による作付体系の確立 ・共同育苗による良質苗確保	・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・情報機器による気象情報の収集と計画的産 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理	・高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 専業 (Ⅲ)	〈作付面積等〉 スイトコーン =0.5ha ながいも =3.0ha ながねぎ =0.5ha アスパラガス =0.5ha かぼちゃ =0.5ha だいこん =1.5ha にんじん =1.5ha ごぼう =0.5ha 施設野菜 =0.5ha 緑肥 =1.0ha <hr/> 経営面積計 10.0ha	〈機械施設設備〉 乗用トラクター(50PS) 1台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合播種機 1台 スプレーヤー 2戸共同 ながねぎ掘取機 8戸共同 ねぎ皮むき機 〃 トレンチャー 2戸共同 ながいもプランター 〃 ながいも掘取りプラウ 〃 バックレーキ 1台 だいこん掘取り機 1台 2tトラック 1台 土詰機 2戸共同 農舎 1棟 農機具庫 1棟 ビニールハウス 4棟 他 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・スイトコーン、ながねぎ収穫作業委託 ・休閑緑肥等地方力維持増進 ・契約栽培による作付体系の確立 ・共同育苗による良質苗確保	・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・情報機器による気象情報の収集と計画的生産 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理	・高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 3人

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 専業 (IV)	〈作付面積等〉 スイトコーン =1.0ha ながいも =3.0ha ながねぎ =1.0ha アスパラガス =1.0ha だいこん =2.0ha にんじん =2.0ha かぼちゃ =1.0ha ごぼう =1.0ha 施設野菜 =1.0ha 緑肥 =2.0ha 経営面積計 15.0ha	〈機械施設設備〉 乗用トラクター(50PS) 2台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 2戸共同 総合播種機 1台 スプレーヤー 2戸共同 トンチャ 2戸共同 ながいもプランター 〃 ながいも掘取りプラウ 〃 野菜移植機 1台 2tトラック 1台 土詰機 2戸共同 農舎 1棟 農機具庫 1棟 ビニールハウス 4棟 他 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 〈その他〉 ・機械の共同化による経費節減 ・スイトコーン、ながねぎ収穫作業委託 ・休閑緑肥等地方力維持増進 ・契約栽培による作付体系の確立 ・共同育苗による良質苗確保	・(複式)簿記記帳による経営の把握 ・情報機器による気象情報の収集と計画的産 ・青色申告の実施 ・野菜市場の動向と出荷計画 ・適正労働配分と省力化の推進 ・機械の共同化による経費の節減 ・栽培履歴管理	・高性能機械の導入による作業時間の短縮 ・家族経営協定締結による従事内容等の明確化 ・給与制・休日制の導入 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 4人

[組織経営体] (農業経営の指標の例)

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
畑作 専業 (組織 経営 体)	<作付面積等> 小麦=50.0ha 豆類=28.0ha てんさい=17.0ha ばれいしょ=17.0ha スイトコン = 3.0ha 緑肥= 5.0ha 経営面積計 120.0ha <構成員戸数> 4戸	<機械施設装備> トラクター(100~50PS) 4台 ボトムプラウ 1台 ローターハロー 1台 グレンドリル 1台 プランター 1台 スプレヤー 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトプランター 1台 ポテトハーベスター 1台 茎葉処理機 1台 ビーンスレッシャー 1台 ビーンハーベスター 1台 スローチョッパー 1台 土詰機、土ふるい機 1台 トラック(4t) 2台 フォークリフト 1台 農機具庫 2棟 農舎(D型) 2棟 小麦乾燥施設 1棟 ビニールハウス 2棟 研修生宿舎 1棟 <スマート農業技術> ・自動操縦システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 <その他> ・畑作4品とスイトコンを取り入れた地力づくり ・農業機械の効率利用によるコスト低減を図る ・共同利用組合による小麦の収穫と乾燥調製	・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・部門別、作物別原価の把握分析 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・栽培履歴管理	・農業機械の担当専門制による技術の高度化 ・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 <労働力> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 1人 ・臨時雇用 1人

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等																																										
畑作 野菜 複合 (組織 経営 体)	<p><作付面積等> 小麦=20.0ha 豆類=15.0ha ばれいしょ=20.0ha スイートコーン = 5.0ha ごぼう=10.0ha だいこん= 4.0ha かぼちゃ= 3.0ha 緑肥= 3.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 80.0ha</p> <p><構成員戸数> 1戸</p>	<p><機械施設装備></p> <table border="0"> <tr><td>トラクター(80~50PS)</td><td>3台</td></tr> <tr><td>ボトムプラ</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ロータリーハロー</td><td>1台</td></tr> <tr><td>グレンドリル</td><td>1台</td></tr> <tr><td>プランター</td><td>1台</td></tr> <tr><td>スプレーヤー</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ポテトプランター</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ポテトハーベスター</td><td>1台</td></tr> <tr><td>茎葉処理機</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ビーンスレッシャー</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ビーンハーベスター</td><td>1台</td></tr> <tr><td>ストロークショッパー</td><td>3戸共同</td></tr> <tr><td>トレンチャー</td><td>2戸共同</td></tr> <tr><td>ごぼう掘取りプラ</td><td>2戸共同</td></tr> <tr><td>だいこん掘取り機</td><td>1台</td></tr> <tr><td>土詰機・土ふるい機</td><td>1台</td></tr> <tr><td>トラック(4t)</td><td>2台</td></tr> <tr><td>フォークリフト</td><td>1台</td></tr> <tr><td>農機具庫</td><td>2棟</td></tr> <tr><td>農舎(D型)</td><td>2棟</td></tr> <tr><td>ビニールハウス</td><td>2棟</td></tr> </table> <p><スマート農業技術></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操縦システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑作4品と野菜作を取り入れた地力づくり ・農業機械の効率利用によるコスト低減を図る 	トラクター(80~50PS)	3台	ボトムプラ	1台	ロータリーハロー	1台	グレンドリル	1台	プランター	1台	スプレーヤー	1台	ポテトプランター	1台	ポテトハーベスター	1台	茎葉処理機	1台	ビーンスレッシャー	1台	ビーンハーベスター	1台	ストロークショッパー	3戸共同	トレンチャー	2戸共同	ごぼう掘取りプラ	2戸共同	だいこん掘取り機	1台	土詰機・土ふるい機	1台	トラック(4t)	2台	フォークリフト	1台	農機具庫	2棟	農舎(D型)	2棟	ビニールハウス	2棟	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・部門別、作物別原価の把握分析 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・栽培履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業機械の担当専門制による技術の高度化 ・給料制の導入 ・社会保険等の加入 <p><労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人 ・臨時雇用 2人
トラクター(80~50PS)	3台																																													
ボトムプラ	1台																																													
ロータリーハロー	1台																																													
グレンドリル	1台																																													
プランター	1台																																													
スプレーヤー	1台																																													
ポテトプランター	1台																																													
ポテトハーベスター	1台																																													
茎葉処理機	1台																																													
ビーンスレッシャー	1台																																													
ビーンハーベスター	1台																																													
ストロークショッパー	3戸共同																																													
トレンチャー	2戸共同																																													
ごぼう掘取りプラ	2戸共同																																													
だいこん掘取り機	1台																																													
土詰機・土ふるい機	1台																																													
トラック(4t)	2台																																													
フォークリフト	1台																																													
農機具庫	2棟																																													
農舎(D型)	2棟																																													
ビニールハウス	2棟																																													

営農 種類	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 (組織 経営 体)	<p>〈作付面積等〉 牧草=113.0ha サイレージ用 トモロシ =15.0ha</p> <hr/> <p>経営面積計 128.0ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・経産牛=200頭 ・成牛=5頭 ・育成牛=35頭</p> <hr/> <p>飼養頭数 240頭</p> <p>〈構成員戸数〉 3戸</p>	<p>〈機械施設設備〉</p> <p>トラクター(100~70PS) 3台 ダンプトラック(4t) 1台 軽トラック 2台 マルチング 1台 総合播種機 1台 ブームスプレヤー 1台 ラムカー 1/3台 刈払い機 3台 TMRミキサー 1台 成牛舎 1棟 育成舎 1棟 搾乳舎 1棟 飼料・敷料庫 10棟 バンカーサイロ 10基 農機具庫 1棟 堆肥舎 1棟 ほ乳ロボット 1基 カーフハッチ 25基 スーパーハッチ(6頭) 6基 温水ボイラー 2基 バルククーラー 1基 ミルク 1基 フロントローダー 1台 コンピューター 1式 スライストア 1基 スラーポンプ 1式</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・フリーストール方式、ミルクパラー方式による多頭化経営 ・コンピューター管理による飼育 ・サイレージ主体の通年TMR給与 ・計画的草地更新等による高い生産力の確保 ・大型ローラーでスラーの全面散布 ・育成牛の公共育成牧場への預託 ・スライストアを活用した液肥生産とその草地へ利用還元</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる経営計画、労務財務、生産管理 ・自己資本の充実 ・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・労務管理(人事教育、福利厚生等)の充実 ・青色申告の実施 ・飼養履歴管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な休日が確保できる労務体制の確立 ・労働者利用計画による雇用労働力の確保 ・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・農作業受託組織利用による省力化 <p>〈労働力〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 1人 ・臨時雇用 2人

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 専業 (黒毛 一貫 経営) (組織 経営 体)	<p>〈作付面積等〉 牧草=85ha サイレージ用 トウモロコシ=15ha</p> <hr/> <p>経営面積計 100ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・繁殖牛=200頭 ・後継牛=67頭 ・素牛=53頭 ・肥育牛=230頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 550頭</p> <p>〈構成員戸数〉 1戸</p>	<p>〈機械施設装備〉 乗用トラクター(80PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 フロントローダー 1台 バールグリッパー 1台 ブロードキャスター 2戸共同 スピードスプレーヤー 2戸共同 ロールカッター 1台 スキットローダー 1台 除雪機 1台 自然哺乳牛舎 1棟 育成牛舎 1棟 分娩牛舎 1棟 機械格納庫 1棟 飼料庫 1棟 バンカーサイロ 1基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・牛房群飼 ・自給飼料生産はコントラクターに委託 ・コンピューター管理による飼育 ・計画的草地更新等による高い生産力の確保</p>	<p>・パソコンによる経営計画、労務財務、生産管理</p> <p>・自己資本の充実</p> <p>・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析</p> <p>・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・飼養履歴管理</p>	<p>・定期的な休日が確保できる労務体制の確立</p> <p>・労働者利用計画による雇用労働力の確保</p> <p>・給料制の導入</p> <p>・作業記録簿の整備</p> <p>・社会保険等の加入</p> <p>〈労働力〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人 ・常時雇用 2人</p>
肉用牛 専業 (乳雄 一貫 経営) (組織 経営 体)	<p>〈作付面積等〉 牧草=175ha サイレージ用 トウモロコシ=55ha</p> <hr/> <p>経営面積計 230ha</p> <p>〈飼養頭数〉 ・育成(ホル) =575頭 ・育成(F1) =335頭 ・肥育(ホル) =1300頭 ・肥育(F1) =790頭</p> <hr/> <p>常時飼養頭数 3,000頭</p> <p>〈構成員戸数〉 1戸</p>	<p>〈機械施設装備〉 乗用トラクター(80PS) 1台 ダンプトラック(4t) 1台 フロントローダー 1台 バールグリッパー 1台 ブロードキャスター 1台 スピードスプレーヤー 2戸共同 ロールカッター 1台 スキットローダー 1台 除雪機 1台 ホイールローダー 1台 哺乳ホット 6台 人口哺乳牛舎 1棟 育成牛舎 1棟 肥育牛舎 1棟 機械格納庫 1棟 飼料庫 1棟 バンカーサイロ 1基 堆肥舎 1棟</p> <p>〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機等による省力化</p> <p>〈その他〉 ・牛房群飼 ・自給飼料生産はコントラクターに委託</p>	<p>・パソコンによる経営計画、労務財務、生産管理</p> <p>・資産台帳の整備と簿記の管理による財務分析</p> <p>・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・飼養履歴管理</p>	<p>・定期的な休日が確保できる労務体制の確立</p> <p>・労働者利用計画による雇用労働力の確保</p> <p>・給料制の導入</p> <p>・作業記録簿の整備</p> <p>・社会保険等の加入</p> <p>〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・常時雇用 5人</p>

		託 ・コンピューター管理による飼育 ・計画的草地更新等による高い生産力の確保		
--	--	--	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 専業 (組織 経営 体)	<作付面積等> スイートコーン =1.0ha ながいも=3.0ha ながねぎ=1.0ha アスパラガス=1.0ha だいこん=2.0ha にんじん=2.0ha かぼちゃ=1.0ha ごぼう=1.0ha 施設野菜=1.0ha 緑肥=2.0ha 経営面積 15.0ha <構成員戸数> 2戸	<機械施設設備> 乗用トラクター(100PS) 1台 乗用トラクター(70PS) 1台 乗用トラクター(50PS) 1台 グレイドリル 1台 プランター 1台 スプレー 1台 トンチャ 1台 バックホ 1台 ながねぎ移植機 1台 ながねぎ掘取り機 1台 ながねぎ皮むき機 1台 だいこん抜取り機 1台 収穫ブレード 1台 ビニールハウス 3棟 農舎(D型) 3棟 <スマート農業技術> ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術導入による施肥量の削減 <その他> ・緑肥、堆肥を取り入れた地力づくり ・農業機械の効率利用によるコスト低減を図る ・特定作物の契約栽培による作付体系の確立	・パソコンによる経営計画、労務財務、ほ場管理 ・部門別、作物別原価の把握分析 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・青色申告の実施 ・自己資本の充実 ・栽培履歴管理	・農業機械の担当専門制による技術の高度化 ・給料制の導入 ・社会保険等の加入 <労働力> ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 4人

注) なお、この指標は、あくまで主要な営農類型について例示したものであり、経営改善計画の認定にあたっては、この指標以外の類型についても、本構想の趣旨を達成できるものであれば、その対象とするものである。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等の農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、経営開始当初は、資金面や経営方法等クリアする課題が多いことから、経営規模や生産方式等については段階的に指標に近づけていくことにより、経営安定に向けた取組を進めることが望ましい。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の輪作体系に基づき、小麦、豆類、てん菜、馬鈴しょなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供や相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するほか、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して帯広市担い手育成総合支援協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や北海道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

帯広市担い手育成総合支援協議会の構成機関・団体等と連携・協力して当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いの機会等を通じて、地域農業の担い手として当該者を育成する環境作りを進める。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金等の国の支援策や北海道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・進捗を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん、確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については帯広市地域担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、指導農業士、農業協同組合等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、帯広市担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報等の提供を行う。

また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
本市農用地面積の95%程度	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図る。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては関係機関等を通じて周知する。

参加者については、農業者、市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①～③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

- ① （５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 本市は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を本市公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、本市に意見書を提出することができる。
- ④ 本市は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、本市は（５）の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者（以下「所有者」という。）の３分の２以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号以下「施行規則」という。）

第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農業農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本市に届出するものとする。
- ③ 本市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農

用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 本市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、国や北海道の各種事業を活用することにより農業生産基盤整備を促進し、効率的かつ安定的な農業経営体が本市の大部分の農業構造を担うことを目指すとともに、農村の活性化及び健全な発展に資するよう努める。

イ 本市は、個別合併浄化槽整備事業等に基づき、魅力ある農村環境の整備を促進し、定住条件をより一層充実させるなど農業の担い手確保及び都市と農村の交流に努める。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、土地改良区、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、各関係機関・団体が当面行うべき対応を明確にし、関係者が一体となって、地域や農業者の実態に即した効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 本市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。